

芦屋市都市計画マスタープランの見直し

【報告事項①-2】

芦屋市都市計画マスタープランの見直しについて

1. 見直しの経緯と計画の位置づけ・構成

(1) 都市計画マスタープランの見直し経緯

本市では、芦屋市のまちづくりの理念となる「第3次芦屋市総合計画」をもとに、概ね20年後の都市の姿を展望しつつ、概ね10年間の都市計画に関する基本的な方針を示すものとして、芦屋市都市計画マスタープラン（以下「都市マス」という。）を平成17年3月に策定しました。

都市マスは、上位計画である総合計画に即して定めることが望ましいとされていることから、「芦屋市総合計画」の策定や策定後の経年変化に伴い2度改訂しました。その後、目標年次の令和2年度を迎えたことから、「第5次芦屋市総合計画」、「阪神地域都市計画区域マスタープラン」等の上位計画に即すとともに、分野別関連計画との整合を図り、令和3年6月に計画を改定しました。

令和3年6月の改定では、人口減少・少子高齢化の進展、未曾有の大規模災害の発生、さらには新型コロナウイルス感染症による生活様式や社会経済への影響など、社会情勢の変化の中で、生活の利便性や都市の活力を維持し、豊かな自然や歴史、文化、住環境などの魅力あるまちを次の世代に継承していくための将来像や都市づくりの方向性を示すものとして既存の計画や施設、現在の都市の骨格を継承し続ける方針を示したものとなっています。

(2) これからの都市づくりに求められる視点と指針

人口減少と超高齢社会の到来による今後の都市経営に関する問題は、全国的に大きな課題となっています。本市においては、人口減少・少子高齢化の進展も避けられない課題であるほか、公共施設・インフラ施設の将来更新費用による安定的な財政運営への影響が大きな課題です。今後、本市がこれらの課題に対応していくためには、本市は既にコンパクトなまちが形成されていますが、「この魅力あるまちを維持し続ける」こと、また、「子育て世代や高齢者などすべての世代が健康で快適に暮らし続けられる」こと、これらを踏まえた都市づくりが必要です。そのためには、立地適正化計画制度を活用し、医療・福祉・商業、公共交通等の都市機能や居住を集約する区域の設定や施設の誘導を図り、持続的に発展する都市経営の視点が求められています。そこで本市は、持続可能なみらいの都市づくりビジョン（以下「ビジョン」という。）を目指すべき都市像の実現に向けた指針として策定を進めています。

(3) 都市計画マスタープラン見直しの方針

都市マスの改定から概ね 5 年が経過することから、進捗状況等の調査を実施し、上位計画である都市計画区域マスタープランや第 5 次芦屋市総合計画及び分野別関連計画の改訂等を踏まえ、経年修正を行います。

令和 6 年度から策定作業を進めているビジョンは、本市におけるこれからの都市づくりに必要な指針であると共に、都市全体を見渡したマスタープランとしての性質を持つものです。このことから、「図 - 計画の見直し（案）」のとおり、都市マスとビジョンを一体的な計画として取りまとめます。また、ビジョンに実効性や有効性を持たせた計画とするため、都市再生特別措置法第 81 条に基づく立地適正化計画を含む計画とします。

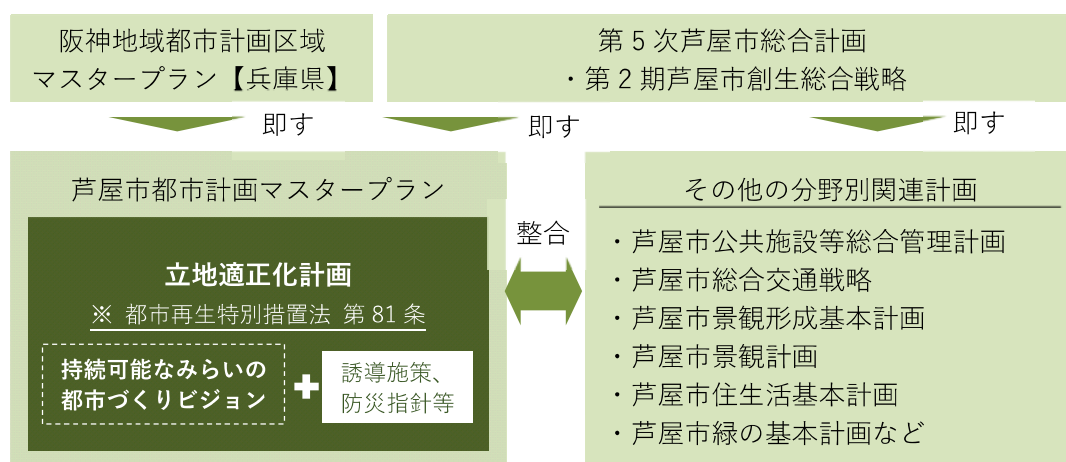


図 - 計画の位置付け

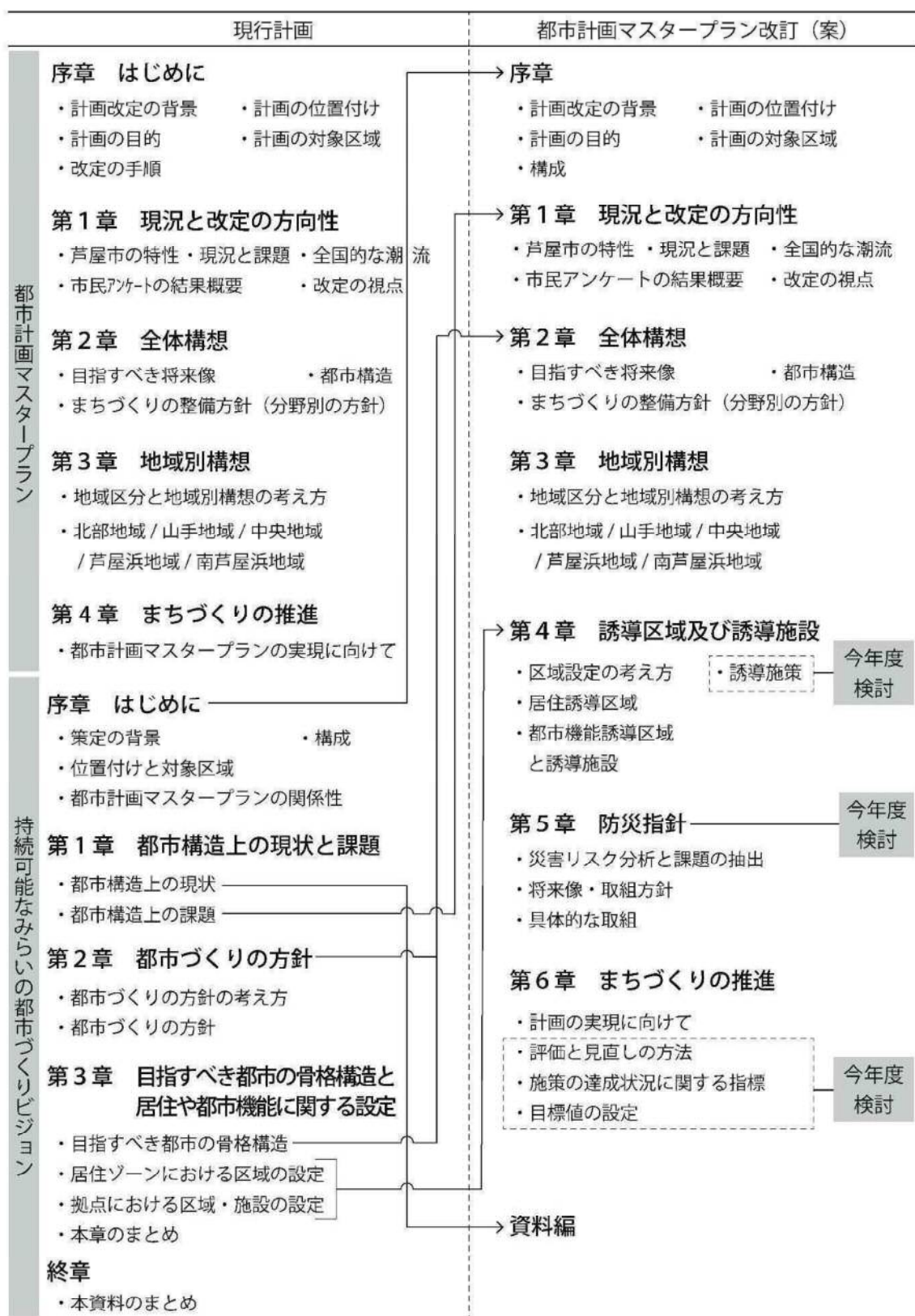


図 - 計画の見直し（案）

2. 見直しの体制

令和6年度から策定作業を進めているビジョン策定の体制を引継ぎ、以下の体制で都市マスの見直しを進めます。

(1) 本部会議（庁内組織）

市長、副市長および部長級以上の職員で構成し、都市マスの改訂について協議する。

(2) 検討部会（庁内委員）

本部会議の下部組織として、関係課長級の職員で構成し、都市マスの改訂に関する具体的な検討を行う。

(3) 都市計画審議会

学識経験者、市議会議員、県職員、市民で構成され、都市マスの改訂について審議する。

(4) 関係機関

都市マスの改訂において、国や県などと調整を行う。

(5) 事務局

都市政策課に設置し、都市マスの改訂に係る全般の調整および庶務を行う。

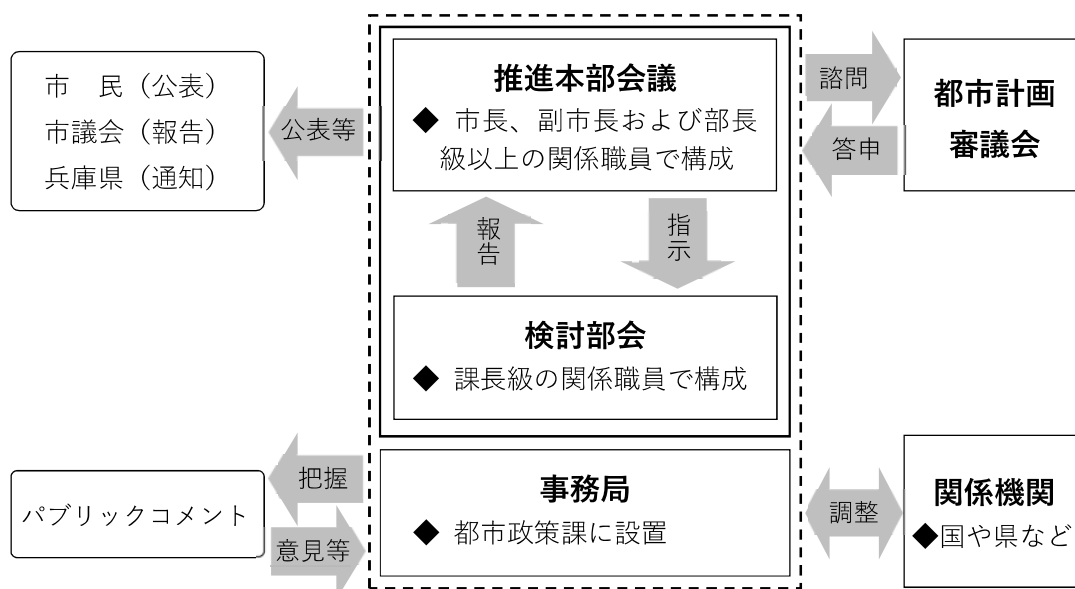


図 - 体制図

3. スケジュール

令和6年度	10月4日	都市計画審議会	・ ビジョン策定の考え方
	2月4日	都市計画審議会	・ ビジョン素案
	2月18日	所管事務調査（市議会）	
令和7年度	3月11日～ 4月21日	パブリックコメントの実施	
	5月14日	本部会議（庁内組織）	
	5月23日	都市計画審議会	・ ビジョン原案 ・ 都市マスの見直し概要
	6月上旬	所管事務調査（市議会）	
	8月中旬	検討部会（庁内委員） 本部会議（庁内組織）	
	8月下旬	都市計画審議会	・ 中間報告
	10月中旬	検討部会（庁内委員）	
	10月下旬	本部会議（庁内組織）	
	11月下旬	都市計画審議会	・ 都市マス素案
	12月上旬	所管事務調査（市議会）	
	12月下旬～	パブリックコメントの実施	
	1月下旬	本部会議（庁内組織）	
	2月上旬	都市計画審議会	・ 都市マス原案
	2月下旬	所管事務調査（市議会）	
	3月下旬	都市マス改訂	

(白紙ページ)